福山市

当初設計

2026年度

福山市　　全域

福山市防災重点農業用ため池防災工事実施検討業務委託　実施設計書

委託概要	当初設計	
	災工事実施検討業務 防災重点農業用ため池　　1047か所	

総括情報表

変更回数	0	≪凡例≫
適用単価地区	70 福山市	Co ･･･コンクリート　As ･･･アスファルト
単価適用日	00-08.09.01(0)	DT ･･･ダンプトラック　BH ･･･バックホウ
		CC ･･･クローラクレーン　TC ･･･トラッククレーン
		RTC･･･ラフテレーンクレーン
諸経費体系	2　委託	
	当世代	前世代
発注区分	41　建設コンサル	
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として，労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。		

設計業務費　内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
設計業務等積算基準	1	式			Y2C01　レベル1
設計業務等標準歩掛	1	式			Y2C02　レベル1
共通	1	式			Y2C0201　レベル2
打合せ 着手前・中間１回・最終	1	式			V0001　00 単第0 -0001　表
資料の検討	1	式			V0002　00 単第0 -0002　表
基本的事項の検討	1	式			V0003　00 単第0 -0003　表
図面作成	1	式			V0004　00 単第0 -0004　表
分類振り分け　優先順位	1	式			V0005　00 単第0 -0005　表

設計業務費　内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
照査	1	式			V0006 00 単第0 -0006 表
点検取りまとめ	1	式			V0007 00 単第0 -0007 表
＊＊直接人件費＊＊					
直接経費					Z0001
電子成果品作成費	1	式			YZZ0102 レベル2
電子成果品作成費	1	式			YZZ010201 レベル3
電子成果品作成費	1	式			YZZ01020101 レベル4
電子成果品作成費	1	式			V0008 00 単第0 -0008 表
＊＊直接原価＊＊					

設計業務費　内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
その他原価 計算情報…… 対象額…… 率……					
＊＊間接原価＊＊					
＊＊業務原価＊＊					
一般管理費等 計算情報…… 対象額…… 率……					
業務価格計					
消費税相当額計 計算情報…… 対象額…… 率……					
業務費計					

施工単価表

打合せ　　V0001　　単第0 -0001　表

着手前・中間１回・最終　　1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師	1	人			
技師 (A)	1.5	人			
技師 (B)	0.5	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

資料の検討　　V0002　　単第0 -0002　表

1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師 (A)	0.5	人			
技師 (B)	1	人			
技師 (C)	1.5	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

基本的事項の検討　　V0003　　単第0 -0003　表

1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師 (A)	1	人			
技師 (B)	1	人			
技師 (C)	1	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

図面作成　　V0004　　単第0 -0004　表

1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師 (A)	1	人			
技師 (B)	1	人			
技師 (C)	1.05	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

分類振り分け　優先順位　　V0005　　単第0 -0005　表

1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師 (A)	1	人			
技師 (B)	2	人			
技師 (C)	2	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

照査　　V0006　　単第0 -0006　表

1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師 (A)	1	人			
技師 (B)	0.5	人			
技師 (C)	0.5	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

点検取りまとめ　　V0007　　単第0 -0007　表

1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師 (A)	1	人			
技師 (B)	0.5	人			
技師 (C)	0.5	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

電子成果品作成費　　V0008　　単第0 -0008　表

1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
電子成果品作成費	1	式			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

特記仕様書

第１条　（適用範囲）

本仕様書は、福山市の発注する「福山市防災重点農業用ため池防災工事実施検討業務委託」にかかる契約書及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともにその他必要な事項を定めるものであり、基本的事項は、福山市土木設計業務等委託契約約款（以下「約款」という。）及び、農林水産省農村振興局整備部設計課監修「調査・設計・測量業務等共通仕様書」、広島県発行の「設計業務等共通仕様書」、「測量業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）を準用するものとする。

共通仕様書に記載されている調査職員については、監督員と読み替えるものとする。

第２条　（業務の内容及び目的）

本業務は、次に定める業務を実施し、福山市内の防災重点農業用ため池に対する防災工事の実施順序を検討するとともに、図面作成及び整理表作成を行うものとする。なお、業務の着手時、終了時には監督員と協議を行い、業務を遂行するものとする。

【業務内容】

・福山市内の防災重点農業用ため池　１０４７池　に対し、次の分類を行う
　①災害時、お互い影響を与える防災重点農業用ため池が無い池を「単独池」と定義する
　②災害時、お互い影響を与える防災重点農業用ため池が有る池を「連ね池」と定義する
・お互い影響を与える「連ね池」についてグループ化し、各グループに対して次の業務を行う
　①各グループについて、被害戸数及び劣化・豪雨・耐震診断の結果について表で整理する
　②グループ毎に１枚の位置図で整理し、ハザードエリアを明記した図面を作成する。
　※被害戸数については既存の数値を適用するものとする。
　※ハザードエリアについては、ドボックスで公開されているシェイプデータを活用するものとする。
・「連ね池」のグループに対し、被害戸数及び劣化・豪雨・耐震診断の結果を元に、防災工事の実施順序を検討する。

第３条　（用語の定義）

１）照査とは、成果品が設計図書に定められている基準に従い、適正に作成されているか確認することをいい、受託者が業務完了までに行う、発注条件、検討の考え方のチェック及び技術計算等の検算を行うものとする。

２）チェックリストとは、業務のフロー及び照査要領を示し、業務全体のポイントと検討等の主要事項を把握するために監督員の承認を受けて受託者が作成するものであり、適用規定及び基準値等についてできるだけ示した資料をいう。

３）成果品とは、委託業務の成果、委託業務に係る記録及びその他必要な資料をいう。

第４条　（照査の実施）

約款第 10 条に定める照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項をチェックリストとして定め、監督員の指示に基づき提出しなければならない。

第５条　（打合せ等）

受託者は、委託業務を円滑に遂行するため、原則として、主要業務の区切り目等において、業務内容及び進捗状況等を監督員に報告し、承認を得た後に次の段階に進むものとする。

打合せの回数は、着手前１回、中間１回、最終１回とする。

委託業務中に指示承認又は協議した重要な事項については、その内容等を別に示す打合せ簿に記録し、相互に確認するものとし、次回打合せ時にチェックリストを提出するものとする。

第６条（委託等業務の留意点）

１）委託等にあたり電算機を使用する場合、プログラム及び出力等の様式について事前に監督員に説明をしておくこと。

２）参考文献、貸与資料等を適用又は準用した場合にはその出典を明示しておくこと。

３）業務過程において必要な事項は事前に監督員と打合せ、重要事項はその都度記述し、監督員の承諾を得ること。

４）検討の方針については、監督員と協議を行い決定するものとする。

第７条（成果物）

１）受託者は、委託業務等が完了したときは、以下に示す成果品（照査技術者による照査報告書及びチェックリストを含む）を委託業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。

２）成果品は、すべて発注者の所有とし、成果品の内容及び作成上知り得た事項等については、発注者の承認を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

ただし、受託者が委託業務上考案したアイデア又は手法については、発注者の承認を得る必要はない。

＜成果品提出物と部数＞

報告書（図面を含む）　（A4 版）　　2 部

（原図及び原稿は電子データ（CD-R）とする）

第８条（検査）

１）検査に当たっては、管理技術者が立会しなければならない。

２）検査のために必要な資料の提出、その他の処置については、検査員の指示に従わなければならない。

第９条(その他)

１） 本仕様書に定めのない事項または疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

【提供データ】

○ため池基本データ（エクセルデータ　名称、住所、診断結果、被害戸数の情報含む）

○ため池位置データ（CSV データ　　傾度、緯度の情報）

○浸水想定区域データ（シェイプデータ）